

第82期報告書

証券コード 3946

TOMOKU

Packaging Innovation

■目次

株主の皆様へ	1
事業報告	2
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告	29
トーモクネットワーク	35

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第82期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）のご報告にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が停滞し、景気は大きく後退しました。企業収益が大幅に減少し雇用情勢が悪化するなど、極めて厳しい状況が続きました。政府の金融・経済政策により設備投資や生産において持ち直しの動きがみられるものの、個人消費は一部に弱さがみられるなど依然として不透明な状況が続いております。

段ボールの国内需要は、2度の緊急事態宣言に伴う外出自粛・飲食店の営業時間短縮・在宅勤務等の要請や天候不順により、前年を下回る状況が続きました。当社グループの段ボール生産量は、青果物や通販関係が伸びたものの、飲料や加工食品向けの販売数量の減少等により前期比マイナスとなりましたが、生産性の向上、原燃料コストや内部費用の削減により減収増益となりました。

住宅は、外出自粛の影響により住宅展示場来場者数が減少し、住宅着工戸数は低調に推移しました。このような環境下、㈱スウェーデンハウスは「オリコン顧客満足度調査ハウスメーカー注文住宅ランキング」において7年連続で総合1位を受賞し、外出・対面制約がある中、モデルハウスの「3Dウォークスルー」内覧サービス等によりWEB対応を強化し販売棟数が増加したことにより増収増益となりました。

運輸倉庫は、新規センターでの受託や新規営業所の開設等による取扱数量増がりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による飲料関係全般の出荷落込みや取扱数量減少により、減収減益となりました。

今後、当社グループにおいては、「環境や社会にやさしく、ビジネスと暮らしを包み、安全にお届けする」という理念の下、次世代に住みよい地球を引き継ぐため、ESG・SDGsへの取組み方針と2030年までのCO₂削減目標を設定し、事業活動と調和した環境保全活動に取組むとともに、品質面での一級品作りや労働生産性向上のためデジタルトランスフォーメーションに注力し、「働き方改革」や「ホワイト物流」へも継続して取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解をいただき、より一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。



2021年6月

代表取締役社長 中橋光男

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が停滞し、景気は大きく後退しました。企業収益が大幅に減少し雇用情勢が悪化するなど、極めて厳しい状況が続きました。政府の金融・経済政策により設備投資や生産において持ち直しの動きがみられるものの、個人消費は一部に弱さがみられるなど依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループの連結売上高は175,647百万円（前期比0.5%減）、連結経常利益は7,734百万円（同8.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,887百万円（同7.1%増）となりました。

段ボール



住宅



運輸倉庫



段ボール

売上高 971億01百万円 (前期比2.7%減)

営業利益 58億90百万円 (同3.5%増)

売上高構成比

55.3%



段ボールの国内需要は、2度の緊急事態宣言に伴う外出自粛・飲食店の営業時間短縮・在宅勤務等の要請や、7月の記録的な大雨・12月中旬以降の大雪といった天候不順により、前年を下回る状況が続きました。一方で巣ごもり需要が拡大するなど段ボール生産量は前期対比で2%程度の落込みとなりました。

当社グループの段ボール生産量は、青果物や通販関係が伸びたものの、飲料や加工食品の落込み分をカバーしきれず、前期比マイナスとなりました。

当社グループは、労働生産性の向上や品質面での一級品作り、デジタルトランスフォーメーションに注力し、「働き方改革」に継続して取り組んでおります。また、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、物流を安定的に確保できるよう、荷主・物流当事者として物流諸条件の地道な改善を進めております。

連結子会社の㈱トーシンパッケージは近隣環境やサプライチェーン拡大のため本社工場を移転しました。2021年1月より館林工場と岩槻工場の中間地点に最新鋭の工場が稼働したことにより、北関東地区での安定した生産・供給体制を構築いたしました。また、段ボール工場では燃焼効率が良くCO₂排出量の少ないボイラを更に導入するなど、環境面での投資を進めてまいりました。

千葉紙器工場では美粧パッケージ向けの設備を導入し、新たな紙器需要開拓へ向けた販売活動をスタートいたしました。

海外では、米国の連結子会社であるサウスランドボックス社が工場拡張と新設備導入に向けた工事を進めております。新型コロナウイルス感染症の影響により当初計画よりやや遅れてはありますが、本年末のリニューアルに向け着実に進んでおります。また、トーモクベトナム社においては業績を大きく伸ばしております。

当社グループは、「TMオンリーワン」の下、その基盤となる新技術の開発や労働環境の改善、ダイバーシティを含めた人材活用・人材育成にも前向きに取り組んでおります。

段ボールでは、飲料や加工食品向けの販売数量の減少等により、売上高は97,101百万円(前期比2.7%減)となりましたが、生産性の向上、原燃料コストや内部費用の削減により営業利益は5,890百万円(同3.5%増)となりました。



トーシンパッケージ

住宅

売上高 427億34百万円 (前期比8.4%増)
 営業利益 7億70百万円 (同23.9%増)

売上高構成比
24.3%



住宅業界においては、住宅ローン金利が引き続き低水準にあることや、政府による消費増税後の各種住宅取得支援策が実施されましたが、外出自粛の影響により住宅展示場来場者数は減少し、住宅着工戸数は低調に推移しました。



スウェーデンハウス

このような環境下、(株)スウェーデンハウスは快適性能No.1のアピールと価値の持続する家づくりが評価され、「オリコン顧客満足度調査ハウスメーカー注文住宅ランキング」において7年連続で総合1位を受賞しました。この受賞を徹底的に訴求することでお客様への安心感と高級ブランドイメージの浸透に取組んでまいりました。同時に、外出・対面制約がある中、モデルハウスの「3Dウォークスルー」内覧サービスやスウェーデンハウスの様々な情報を発信するアプリ「ムースくん」等によりWEB対応を強化しました。また、「新しい生活様式」に対応した規格型プラン「SAKITATE」新バージョンを開発したことでより若い世代への購入動機付けを実施し、受注拡大を図ってまいりました。

住宅の売上高は販売棟数が増加したことにより、42,734百万円（前期比8.4%増）となり、営業利益は770百万円（同23.9%増）となりました。

運輸倉庫

売上高 358億10百万円 (前期比4.0%減)
 営業利益 13億94百万円 (同4.8%減)

売上高構成比
20.4%



運輸部門においては、関東エリアにおける新規センターでの受託や、東北エリアにおける新規営業所の開設、日用品及びインテリア品配送センターの通年化による取扱数量増がありました。新型コロナウイルス感染症の影響により飲料関係全般の配送や拠点間の製品移動が大幅に減少し、減収となりました。

倉庫部門においては、北海道エリアでの受託数が増加したことにより増収となりました。



トOWN

運輸倉庫の売上高は飲料関係全般の出荷落込みや取扱数量減少により、35,810百万円（前期比4.0%減）となり、営業利益は1,394百万円（同4.8%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期において実施しました企業集団の設備投資の総額は16,062百万円でありました。主な設備投資は、(株)トーシンパッケージ本社工場の移設及び(株)トーウの新センター開設、並びに千葉紙器工場の増築及び新規設備によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、設備の新設、更新及び長期借入金の返済資金等に充当するため、長期借入金で6,266百万円を調達しました。なお、長期借入金の返済は4,797百万円を実施しました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第79期 2018年3月期	第80期 2019年3月期	第81期 2020年3月期	第82期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売 上 高 (百万円)	161,514	171,580	176,583	175,647
経 常 利 益 (百万円)	5,973	5,604	7,107	7,734
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,870	4,464	4,562	4,887
1株当たり当期純利益 (円)	236.76	273.14	279.12	299.04
総 資 産 (百万円)	135,270	142,517	146,646	179,743
純 資 産 (百万円)	58,403	62,184	64,872	71,214

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当社は2017年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益につきましては、第79期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第80期の期首から適用しており、第79期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用しております。

財務ハイライト (ご参考)

売上高

(単位:百万円)



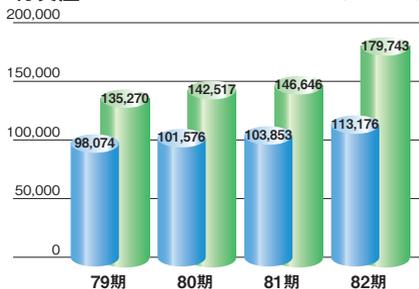
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



総資産

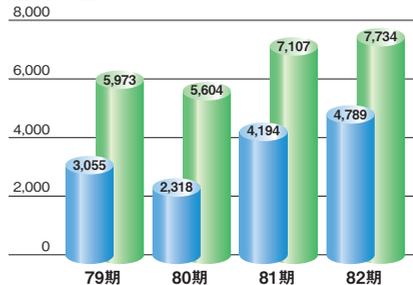
(単位:百万円)



(注)「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を第80期の期首から適用しており、第79期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用しております。

経常利益

(単位:百万円)



1株当たり当期純利益

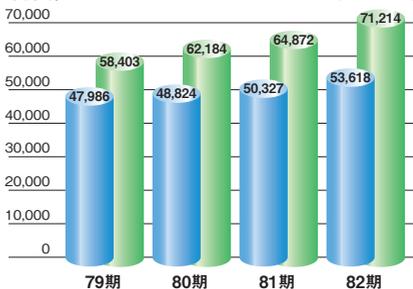
(単位:円)



(注)当社は2017年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益につきましては、第79期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

純資産

(単位:百万円)



(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直していくことが期待されます。一方で変異ウイルス感染拡大やワクチン接種の進捗には不透明な部分が多く、今後も予断を許さない状況が続くものと予想されます。

その中で当社グループにおいては、「環境や社会にやさしく、ビジネスと暮らしを包み、安全にお届けする」という理念の下、次世代に住みよい地球を引き継ぐため、ESG・SDGsへの取組み方針と2030年達成目標を設定し、事業活動と調和した環境保全活動に取り組んでまいります。

段ボールにおいては、引続きお客様の高度で多様化したニーズに的確に対応できる高品質製品の供給体制を強化し、デジタルトランスフォーメーションへの取組みによる労働生産性の向上や「新しい生活様式」に対応した時差出勤・テレワーク拡充への環境整備等、働き方改革を更に推し進めてまいります。また、CO₂削減に向けた投資や海外での生産能力増強に向けた最新鋭の設備導入を進めてまいります。

住宅においては、新設住宅着工戸数が回復するまでには時間を要すると思われまします。このため、(株)スウェーデンハウスでは更なるWEB対策の強化、法人営業の体制強化を進めるとともに、世界初の試みとなる3Dキャラクター接客によるモデルハウス室内360度バーチャル内覧サービス「VRモデルハウスウォークスルー」の提供を2021年4月よりスタートいたしました。また、視覚的に分かりやすく、現実に近いイメージを提案可能な3Dプレゼンシステムにより、お客様のニーズに見合ったスピードアップ提案や、リモートワークに代表される「新しい生活様式」対応の住宅提案の強化も実施してまいります。2021年3月には愛知県内で戸建分譲事業等を展開している(株)玉善を子会社化いたしました。今後は(株)スウェーデンハウスとのシナジーを高め、戸建分譲事業の強化を図るとともに、多様なお客様のニーズに対応できる住宅供給体制を構築してまいります。

運輸倉庫においては、新型コロナウイルス感染症の影響により物流の見通しが不透明ではありますが、品質・安全を重点取組みテーマとし、(株)トーウンでは2021年4月、群馬県明和町にピットイン方式を採用した全天候型屋内出荷バース、研修センターや集中心呼センターを併設したインテリジェントマルチテナント型倉庫が稼働しました。10月には札幌にも同タイプの倉庫を増設し、この2拠点から新たに複合物流センター「TLP (Tohun Logistics Provider)」ブランドを展開させ売上拡大を図るとともに、「ホワイト物流」推進運動にも積極的に取り組み、事業基盤の一層の強化に繋げてまいります。

2022年3月期の連結業績の見通しは、売上高210,000百万円（前期比19.6%増）、営業利益9,000百万円（同24.5%増）、経常利益9,200百万円（同18.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益6,000百万円（同22.8%増）を予定しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解をいただき、より一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社トーシンパッケージ	百万円 80	% 100.00	段ボール製品製造販売
仙台紙器工業株式会社	90	100.00	段ボール製品製造販売
株式会社ワコー	10	100.00	段ボール製品製造販売
タイヨー株式会社	60	100.00	段ボール製品製造販売
大一コンテナ株式会社	125	70.00	段ボール製品製造販売
株式会社十勝パッケージ	10	70.00	段ボール製品製造販売
サウスランドボックス社	千米ドル 5,000	100.00	段ボール製品製造販売
トーマクベトナム社	億ベトナムドン 2,008	100.00	段ボール製品製造販売
株式会社スウェーデンハウス	百万円 400	100.00	輸入住宅設計、施工、販売
株式会社玉善	5	100.00	住宅設計、施工、販売
株式会社プライムトラス	280	※ 92.63	住宅部材等製造販売
株式会社スウェーデンハウスリフォーム	20	※ 100.00	住宅のリフォーム
トーマクヒュース A B	千スウェーデンクローネ 32,000	※ 100.00	住宅部材製造販売
株式会社北洋交易	百万円 30	※ 100.00	輸入住宅部材卸売、ゴルフ場の経営
株式会社ホクヨー	50	100.00	包装資材売買、保険代理店業
株式会社トールン	574	100.00	運送及び倉庫業
トールントラフィック株式会社	20	※ 100.00	運送業
トールンロジテム株式会社	100	※ 66.00	運送及び倉庫業

(注) 1. ※印の出資比率は間接保有を含んでおります。

2. 2021年3月に子会社化した株式会社玉善を連結の範囲に含めました。

3. 2021年1月1日付で、スウェーデンハウス株式会社、プライムトラス株式会社、スウェーデンハウスリフォーム株式会社、北洋交易株式会社及びトールンサービス株式会社の商号を、それぞれ株式会社スウェーデンハウス、株式会社プライムトラス、株式会社スウェーデンハウスリフォーム、株式会社北洋交易及び株式会社トールンへ変更いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業部門	事業内容
段ボール	段ボールシート、段ボールケース及び印刷紙器の製造・販売
住宅	スウェーデン製輸入住宅部材の製造・販売 戸建て住宅の設計・施工・監理・販売 住宅のリフォーム
運輸倉庫	貨物運送事業及び倉庫事業

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都千代田区	
	工 場	館林(群馬県館林市) 岩槻(埼玉県さいたま市) 厚木(神奈川県厚木市) 長野(長野県茅野市) 札幌(北海道小樽市) 大阪(大阪府門真市) 神戸(兵庫県神戸市) 小牧(愛知県小牧市) 九州(佐賀県基山町) 清水(静岡県静岡市) 浜松(静岡県浜松市) 青森(青森県青森市) 新潟(新潟県聖籠町) 山形(山形県山形市) 仙台(宮城県岩沼市) 千葉紙器(千葉県長南町) トモプレスト(群馬県明和町)	
株式会社 スウェーデンハウス	本 社	東京都世田谷区	
	支 社	北海道(北海道札幌市) 東北(宮城県仙台市) 北関東(埼玉県さいたま市) 千葉(千葉県船橋市) 東京(東京都武蔵野市) 横浜(神奈川県横浜市) 名古屋(愛知県名古屋市) 関西(兵庫県神戸市) 九州(福岡県福岡市)	
	住 宅 展 示 場	北海道地区(10ヵ所) 東北地区(2ヵ所) 関東地区(29ヵ所) 名古屋地区(7ヵ所) 関西地区(6ヵ所) 中国地区(2ヵ所) 九州地区(5ヵ所)	

株式会社トーウン	本 社	埼玉県さいたま市
	事 業 所	北海道(北海道小樽市) 東北(宮城県多賀城市) 北関東第一(埼玉県羽生市) 北関東第二(群馬県明和町) 北関東第三(群馬県千代田町) 北関東第四(埼玉県さいたま市) 南関東(神奈川県厚木市) 中部(岐阜県瑞穂市) 西日本(大阪府吹田市)
株式会社ホクヨー	本 社	東京都千代田区
株式会社玉善	本 社	愛知県名古屋市
	支 店	愛知県豊橋市
株式会社北洋交易	本 社	北海道札幌市
	支 店	神奈川県川崎市
株式会社 トーシンパッケージ	本 社	埼玉県加須市
	工 場	本社(埼玉県加須市) 大利根(埼玉県加須市)
サウランドボックス社	本社・工場	米国カリフォルニア州L.A.地区
トーモクヒューズAB	本社・工場	スウェーデン国インション
トーモクベトナム社	本社・工場	ベトナム国ビンズン省

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使用人数	前期末比
段 ボ ー ル	1,683 ^名	32名増
住 宅	1,194	80名増
運 輸 倉 庫	710	25名増
全 社(共通)	26	—
合 計	3,613	137名増

(注) 上記のほか臨時社員579名(年間の平均人員)を雇用しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,099 ^名	43 ^名 増	37.3 ^歳	14.0 ^年

(注) 上記のほか臨時社員201名(年間の平均人員)を雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	6,483 ^{百万円}
株式会社三菱UFJ銀行	4,384
農林中央金庫	3,235
蒲郡信用金庫	2,554
株式会社関西みらい銀行	2,449
株式会社中京銀行	2,157
株式会社静岡銀行	1,140
株式会社三井住友銀行	1,124
株式会社北洋銀行	1,004
三井住友信託銀行株式会社	845

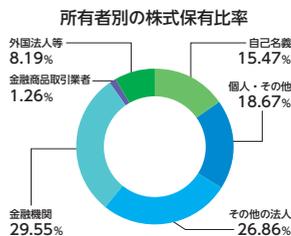
(注) 上記にはシンジケートローンによる借入金(27,100百万円)は含まれておりません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 19,341,568株
 (3) 株 主 数 4,390名
 (4) 大 株 主



株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	947 千株	5.79 %
三 菱 商 事 株 式 会 社	947	5.79
丸 紅 株 式 会 社	923	5.64
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	749	4.58
日 本 製 紙 株 式 会 社	719	4.39
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	697	4.26
ト ー モ ク 共 栄 会	618	3.78
ホッカンホールディングス株式会社	604	3.69
特 種 東 海 製 紙 株 式 会 社	540	3.30
ト ー モ ク 社 員 持 株 会	516	3.16

- (注) 1. 当社は、自己株式2,991千株を保有しておりますが、上記から除いております。
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はございません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等の状況 (2021年3月31日現在)

2017年3月3日開催の取締役会決議に基づき発行した第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、次の通りであります。

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| ①新株予約権の数 | 2,987個 |
| ②新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 |
| ③新株予約権の目的となる株式の数 | 行使に係る本社債の払込金額の総数を転換価額で除して得られる最大整数とする。 |
| ④行使価額 | 当初393円(行使価額は一定の条件の下、調整される) |
| ⑤新株予約権の行使期間 | 2017年5月1日から2022年3月16日まで |

なお、社債要項に定める事項に該当したことに伴い、社債要項の行使価額調整条項に従い当該行使価額を調整するものであり、また、2017年6月23日開催の株主総会において2017年10月1日付で当社普通株式5株を1株に併合することが決議されましたので、併合日以降当該行使価額を調整し、次の通りとなりました。

銘柄	適用日	調整前行使価額	調整後行使価額
第5回 無担保転換社債型 新株予約権付社債	2017年7月10日~2017年9月30日	393円	391円80銭
	2017年10月1日~2018年7月9日	391円80銭	1,959円
	2018年7月10日~2019年7月9日	1,959円	1,954円30銭
	2019年7月10日~2020年7月9日	1,954円30銭	1,930円
	2020年7月10日以降	1,930円	1,912円70銭

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	斎藤 英男	(株)スウェーデンハウス代表取締役会長
代表取締役社長	中橋 光男	
専務取締役	内野 貢	社長補佐、管理本部管掌兼グループ関連会社担当(株)ホクヨー代表取締役社長
常務取締役	廣瀬 正二	営業本部長 トーモクベトナム社代表取締役社長
常務取締役	栗原 由行	管理本部長 物流・調達部長兼住宅資材部長
常務取締役	新井 孝	社長補佐、北関東統括
取締役	有賀 毅	生産本部長
取締役	宮坂 朋純	営業副本部長兼青果物営業部長
取締役	深澤 輝隆	営業副本部長 東京営業部統括兼開発営業部長
取締役	山口 禎人	経理部長
取締役	村井 秀壽	(株)スウェーデンハウス代表取締役社長
取締役	永易 俊彦	NTSホールディングス(株)代表取締役社長
取締役	下中美都	(株)平凡社代表取締役社長
常勤監査役	羽石 晴夫	
監査役	佐藤 道夫	(株)スウェーデンハウス常勤監査役
監査役	八木 茂樹	公認会計士
監査役	飯田 丘	弁護士

- (注) 1. 2020年6月19日開催の第81回定時株主総会において、深澤輝隆氏、山口禎人氏及び下中美都氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役永易俊彦氏及び下中美都氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
3. 監査役八木茂樹氏及び飯田丘氏は、社外監査役であります。
4. 監査役佐藤道夫氏は、当社の経理部門の業務を長年経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役八木茂樹氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2020年6月19日開催の第81回定時株主総会最終の時をもって、取締役岡本良夫氏、坂上誠氏は任期満了により退任いたしました。

7. 当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は以下の通りです。

氏名	新	旧	異動年月日
新井 孝	常務取締役 社長補佐 北関東統括	常務取締役館林工場長	2020年7月21日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員	定額報酬	役員賞与	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	14名 (3)	214百万円 (7)	63百万円 (2)	278百万円 (10)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	24 (8)	6 (2)	31 (10)
合計	18	239	70	309

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
 2. 2008年6月27日開催の第69回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額360百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。)と決議し、監査役の報酬限度額は、年額60百万円以内と決議しております。なお、同総会において役員退職慰労金制度は廃止を決議しております。同総会最終時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役は0名)、監査役の員数は4名(うち社外監査役は2名)です。
 3. 取締役の報酬等の総額には2020年6月19日開催の第81回定時株主総会最終の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)の報酬等が含まれています。

(3) 報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬に関する基本方針は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう定額報酬と単年度の業績に応じて支給する業績連動報酬の役員賞与で構成し、各取締役の職務執行の対価として適正な水準で支給することとしています。

取締役の個人別報酬(定額報酬)の算定方法及び決定手続きについては、取締役の役位、役割等に応じて基準を定めたガイドラインにより算定し、報酬の決定に関する客観性及び透明性を確保するために、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会で決議しております。

取締役の個人別報酬(業績連動金銭報酬)の役員賞与の算定方法及び決定手続きについては、経常利益をベースに「役員賞与の算定基準」により個人別に算定し、報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会で決議しております。

監査役の報酬は、各監査役の職務執行の対価として適正な水準で支給することを基本方針としています。監査役報酬は、株主総会決議に基づく報酬額の範囲内で監査役の協議により決定しています。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役永易俊彦氏は、NTSホールディングス株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社との間には特別な関係はありません。

取締役下中美都氏は、株式会社平凡社の代表取締役社長であります。当社は同社との間には特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当する者はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

<取締役会への出席、発言の状況、並びに期待される役割に関して行った職務の概要>

取締役永易俊彦氏は、当事業年度において開催された取締役会14回のうち13回に出席しました。同氏は金融機関での専門的知識と会社経営の実務経験を活かし、取締役会において適宜発言を行っています。また報酬諮問委員会の委員長として、取締役の報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

取締役下中美都氏は、2020年6月19日就任以降、当事業年度において開催された取締役会11回のうちそのすべてに出席しました。同氏は多面的な視点や女性ならではの視点をふまえ、会社経営の実務経験を活かし、取締役会において適宜発言を行っています。

<取締役会及び監査役会への出席並びに発言の状況>

監査役八木茂樹氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうちそのすべてに出席し、監査役会7回のうち6回に出席しました。

監査役飯田丘氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうちそのすべてに出席し、監査役会7回のうちそのすべてに出席しました。

八木茂樹氏は公認会計士、飯田丘氏は弁護士としてそれぞれ専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会でも同様に専門的見地から、積極的に意見を述べております。

また上記各氏は取締役会においてグループ全体のコンプライアンス体制の整備・充実やその徹底・定着について発言を行っております。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は定款第25条及び第34条の規定に基づき、会社法第427条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を永易俊彦氏、下中美都氏、八木茂樹氏、飯田丘氏の4氏と締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、優秀な人材を確保し、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。その契約概要は以下の通りです。

- ① 被保険者の範囲

当社取締役、監査役、執行役員

② 保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は特約部分を除き会社負担としており、特約部分は被保険者負担としております。

ロ. 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合せ、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事項があります。

ハ. 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	95

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、過年度の監査計画・監査実績・監査時間及び報酬額等の推移を確認すると同時に、当該事業年度の会計監査人の監査計画・内容、監査時間・報酬額見積りの妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 重要な子会社の一部については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の計算関係書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合等、その必要性があると判断した場合は、監査役会の決議により取締役会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当す

ると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

〔業務の適正を確保するための体制の概要〕

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守、資産の保全という内部統制の目的を達成するために内部統制事務局を設置する。
- ② 内部統制事務局は、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合して執行されるよう、経営理念・行動基準や各種規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行う。
- ③ 内部監査部門は、内部統制監査やコンプライアンス監査を行い、法令等の遵守状況を確認し、社長及び監査役に報告する。
- ④ 法務・コンプライアンス室は、使用人等が内部通報を行う場合の窓口となる。また当社の指定する社外弁護士をその外部通報窓口とする。
- ⑤ 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針に関連規程等を整備し、社内・子会社に周知すると共に、反社会的勢力に対し毅然とした姿勢を貫き、組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の決裁や内部統制の整備・運用に係る職務執行に関する情報を文書等に記録・保存し、取締役及び監査役が必要に応じてこれを閲覧できるよう整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の責任者である社長は、『リスク管理規程』に基づき、内部統制事務局やその他の関連部署に指示し、子会社を含めた企業集団のリスクを統括・管理し、財務や情報セキュリティ、コンプライアンス、品質、環境、自然災害等の各種リスク

について識別・評価し、回避・低減等の必要な対策を実施するほか、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、『決裁規程』『組織規程』や『業務分掌規程』等の整備・見直しを進め取締役の職務分掌や権限を明確化すると共に、日常的な取締役相互間の報告・連絡・相談の円滑化を推進する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社取締役等の当社への報告体制

当社は、子会社の業績、財務状況その他経営上の重要事項について、子会社から定期的に報告を求める。

子会社の業務を担当する取締役及び部長・工場長は、その業務について、十分にその実態を把握し適切な指示を与えると共に、適宜、社長や取締役会への報告を行い、決裁等の必要な手続きを行う。

② 子会社取締役の効率的な業務執行体制

当社は、子会社の事業内容・規模等を勘案し、子会社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種会議を通して、企業集団として業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築する。

③ 子会社取締役及び使用人の業務が法令等に適合することを確保するための体制

当社は、監査や会議・通達等を通じて子会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導すると共に、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。

(6) 監査役の監査が効率的に行われるための体制

① 補助すべき使用人

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、監査役会と協議のうえ、専任の使用人を配置する。

当該使用人は、当該業務従事期間中、監査役の指揮・命令に従うと共に、その人事評価・異動・処遇については、監査役と取締役の協議により決定する。

② 監査役への報告体制

内部統制事務局や監査部は、内部統制の整備・運用状況や内部監査結果等について、定期的もしくは必要に応じて監査役に報告する。

使用人並びに子会社の取締役・使用人は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合、当社監査役に報告することができる。

当社は、監査役へ報告をした使用人又は子会社の取締役・使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、規程等を整備する。

③ その他監査役監査が効率的に行われるための体制

監査役は、取締役会以外にも取締役と執行役員により構成される常勤会に出席し、具体的な事業運営の方針や報告等を聴取する。

社長と監査役、監査役と管理本部等との意見交換や報告の場を定期的もしくは随時設けると共に、監査役と子会社監査役や子会社監査部長等との定例会議を設置し、グループ全体としての横断的な監査体制を構築する。

④ 監査費用等

当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 内部統制

内部監査を実施する監査部と法務・コンプライアンス室は、年間の監査計画に基づいて当社各部門に対して監査を実施し、その結果を社長及び常勤監査役、内部統制事務局に報告しております。

財務報告に係る内部統制については、『内部統制規程』に従って、当社並びにグループ会社の整備・運用状況を評価しております。

(2) コンプライアンス体制

新たに入社した社員、中堅社員、新任管理職に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、『トーモクグループの行動基準』、『コンプライアンス規程』の周知・徹底を図っております。

法務・コンプライアンス室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程などの遵守状況を監査すると共に、業務が適正かつ効率的に運営されているか、経営方針の浸透が図られているかなどを確認し、適宜改善措置を行っております。

(3) リスク管理体制

リスク管理については、当社グループに重大な影響を与えるリスクの選定と損失の回避・低減等を図る対策を実施することとしております。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対し、お取引先の皆様及び社員やその家族の健康と安全を最優先に取り組んでおります。全社員向けに感染拡大防止のパンフレットを作成、配布すると共に、本社部門ではテレワークを推進し、オフィス在社人員を削減しました。

(4) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は14回開催され、『決裁規程』、『取締役会規則』に定める重要事項の決定及び取締役の職務執行の報告等を行っております。取締役会には全監査役が出席し、議案の審議及び意思決定の状況を確認しております。また、日常的な取締役相互間の報告・連絡・相談も円滑に進めております。

(5) グループ会社の管理

グループ会社の運営については、『関連会社管理規程』等に基づき、子会社の業務執行に関する必要な決裁を受けております。

当事業年度において、グループ会議を2回開催しております。また、子会社の業績・財務状況・その他経営上の重要事項については子会社から定期的に報告を受けております。

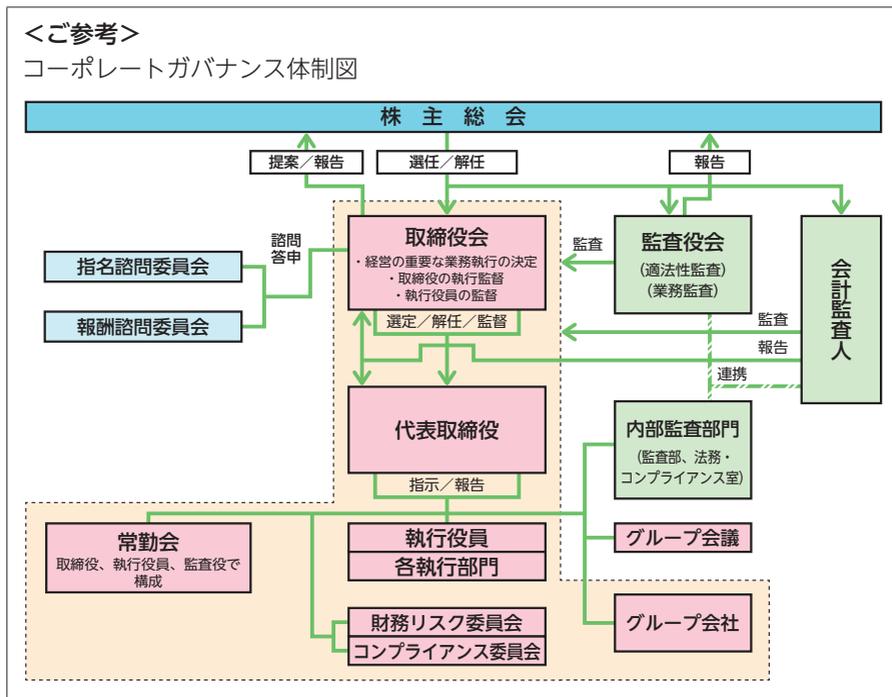
(6) 監査役の職務の執行

監査役は取締役会の他、取締役と執行役員で構成する常勤会へ出席し、具体的な事業運営の方針や報告等を聴取すると共に取締役・執行役員の業務執行の適正性について確認しております。

当事業年度において、監査役会は7回開催されました。また、監査役は社長連絡会、グループ監査役連絡会、グループ監査部長等との連絡会、会計監査人とのレビュー報告会、内部監査部門や外部監査人等との情報交換の場を設ける等、グループ全体としての横断的な監査を実施しております。

<ご参考>

コーポレートガバナンス体制図



<備考>

事業報告は次により記載しております。

- (1) 記載金額は表示単位未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の株式数は千株未満切り捨てにより表示しております。
- (3) 重要な親会社及び子会社の状況の出資比率は小数点第3位を、前期比増減率、平均年齢及び平均勤続年数は小数点第2位を、臨時社員年間の平均人員は小数点第1位をそれぞれ四捨五入により表示しております。
- (4) 1株当たりの当期純利益及び株式に関する事項の出資比率は、小数点第3位を切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度		前連結会計年度(参考)		区 分	当連結会計年度		前連結会計年度(参考)	
	(2021年 3月31日現在)	(2020年 3月31日現在)	(2021年 3月31日現在)	(2020年 3月31日現在)		(2021年 3月31日現在)	(2020年 3月31日現在)	(2021年 3月31日現在)	(2020年 3月31日現在)
(資産の部)	179,743	146,646			(負債の部)	108,528	81,773		
流動資産	78,291	58,510			流動負債	59,118	39,244		
現金及び預金	14,046	10,559			支払手形及び買掛金	20,098	19,666		
受取手形及び売掛金	29,452	29,524			短期借入金	12,126	3,676		
電子記録債権	3,028	3,374			1年以内返済長期借入金	7,516	4,657		
たな卸資産	26,461	10,543			1年以内償還転換社債型新株予約権付社債	2,987	-		
その他	5,350	4,578			未払法人税等	1,465	1,530		
貸倒引当金	△ 48	△ 69			賞与引当金	1,828	1,758		
					役員賞与引当金	105	82		
					完成工事補償引当金	187	156		
					その他	12,802	7,714		
固定資産	101,451	88,135			固定負債	49,410	42,529		
有形固定資産	83,463	73,667			転換社債型新株予約権付社債	-	2,999		
建物及び構築物	28,492	24,435			長期借入金	38,893	30,579		
機械装置及び運搬具	15,771	14,239			繰延税金負債	3,425	2,761		
土地	33,201	33,032			役員退職慰労引当金	371	408		
建設仮勘定	3,270	231			定期点検引当金	236	236		
その他	2,727	1,729			退職給付に係る負債	3,675	3,829		
無形固定資産	965	242			その他	2,807	1,716		
投資その他の資産	17,022	14,225			(純資産の部)	71,214	64,872		
投資有価証券	9,442	8,459			株主資本	66,006	61,844		
長期貸付金	93	108			資本金	13,669	13,669		
繰延税金資産	1,978	1,641			資本剰余金	11,229	11,226		
退職給付に係る資産	2,481	1,109			利益剰余金	45,420	41,268		
その他	3,339	3,161			自己株式	△ 4,313	△ 4,320		
貸倒引当金	△ 312	△ 255			その他の包括利益累計額	4,721	2,618		
資産合計	179,743	146,646			その他有価証券評価差額金	3,747	2,874		
					繰延ヘッジ損益	3	△ 45		
					為替換算調整勘定	△ 7	△ 148		
					退職給付に係る調整累計額	978	△ 61		
					非支配株主持分	485	409		
					負債純資産合計	179,743	146,646		

連結損益計算書

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)
	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売 上 高	175,647	176,583
売 上 原 価	145,164	146,726
売 上 総 利 益	30,483	29,856
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	23,252	22,944
営 業 利 益	7,230	6,911
営 業 外 収 益	922	706
受 取 利 息 及 び 配 当 金	206	226
雑 収 入	716	479
営 業 外 費 用	417	510
支 払 利 息	159	127
雑 損 失	258	383
経 常 利 益	7,734	7,107
特 別 損 失	445	142
子 会 社 株 式 評 価 損	194	—
固 定 資 産 処 分 損	174	111
投 資 有 価 証 券 評 価 損	51	29
減 損 損 失	24	1
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,288	6,965
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,512	2,349
法 人 税 等 調 整 額	△ 186	△ 31
当 期 純 利 益	4,963	4,647
非支配株主に帰属する当期純利益	75	84
親会社株主に帰属する当期純利益	4,887	4,562

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計
2020年4月1日 残高	13,669	11,226	41,268	△4,320	61,844
連結会計年度中の変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換		2		9	12
剰余金の配当			△ 735		△ 735
親会社株主に帰属する当期純利益			4,887		4,887
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	2	4,152	7	4,162
2021年3月31日 残高	13,669	11,229	45,420	△4,313	66,006

	その他の包括利益累計額					非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2020年4月1日 残高	2,874	△ 45	△ 148	△ 61	2,618	409	64,872
連結会計年度中の変動額							
転換社債型新株予約権付社債の転換							12
剰余金の配当							△ 735
親会社株主に帰属する当期純利益							4,887
自己株式の取得							△ 1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	872	48	141	1,040	2,102	75	2,178
連結会計年度中の変動額合計	872	48	141	1,040	2,102	75	6,341
2021年3月31日 残高	3,747	3	△ 7	978	4,721	485	71,214

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

区分	当期	前期(ご参考)	区分	当期	前期(ご参考)
	(2021年 3月31日現在)	(2020年 3月31日現在)		(2021年 3月31日現在)	(2020年 3月31日現在)
(資産の部)	113,176	103,853	(負債の部)	59,558	53,525
流動資産	37,612	37,756	流動負債	26,839	20,514
現金及び預金	1,119	1,464	支払手形	21	25
受取手形	6,030	6,300	買掛金	11,806	11,522
売掛金	15,977	15,693	短期借入金	4,810	10
電子記録債権	2,564	2,688	1年以内返済長期借入金	2,000	3,449
リース債権	607	799	1年以内償還転換社債型新株予約権付社債	2,987	-
商品及び製品	1,652	1,889	未払金	1,281	1,221
半製品及び仕掛品	73	80	未払費用	1,540	1,661
原材料及び貯蔵品	1,567	1,502	未払法人税等	813	986
短期貸付金	3,354	2,758	賞与引当金	757	712
未収入金	4,657	4,537	役員賞与引当金	70	59
その他	47	88	その他	751	864
貸倒引当金	△ 40	△ 45	固定負債	32,718	33,011
固定資産	75,563	66,096	転換社債型新株予約権付社債	-	2,999
有形固定資産	43,202	43,957	長期借入金	30,100	27,600
建物	14,049	14,362	繰延税金負債	2,337	1,991
構築物	407	471	債務保証損失引当金	-	129
機械及び装置	9,268	9,755	その他	280	291
車両及び運搬具	66	65	(純資産の部)	53,618	50,327
工具器具及び備品	927	985	株主資本	50,129	47,674
土地	18,403	18,265	資本金	13,669	13,669
リース資産	13	21	資本剰余金	11,141	11,138
建設仮勘定	65	31	資本準備金	11,138	11,138
無形固定資産	41	41	その他資本剰余金	3	0
投資その他の資産	32,320	22,097	利益剰余金	29,674	27,230
投資有価証券	8,183	7,091	利益準備金	1,364	1,364
関係会社株式	10,650	6,467	その他利益剰余金	28,309	25,865
長期貸付金	10,830	5,865	固定資産圧縮積立金	2,232	2,289
長期営業債権	14	17	繰越利益剰余金	26,077	23,576
差入保証金	332	334	自己株式	△ 4,356	△ 4,364
前払年金費用	1,176	1,156	評価・換算差額等	3,489	2,653
その他	1,237	1,213	その他有価証券評価差額金	3,485	2,698
貸倒引当金	△ 106	△ 48	繰延ヘッジ損益	3	△ 45
資産合計	113,176	103,853	負債純資産合計	113,176	103,853

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：百万円)

区 分	当 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	前 期 (ご参考) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売 上 高	81,655	83,053
売 上 原 価	67,360	68,924
売 上 総 利 益	14,294	14,128
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,696	10,813
営 業 利 益	3,598	3,315
営 業 外 収 益	1,641	1,429
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,038	996
雑 収 入	603	432
営 業 外 費 用	450	549
支 払 利 息	70	74
雑 損 失	379	474
経 常 利 益	4,789	4,194
特 別 損 失	298	121
子 会 社 株 式 評 価 損	194	-
投 資 有 価 証 券 評 価 損	51	27
固 定 資 産 処 分 損	50	92
減 損 損 失	1	1
税 引 前 当 期 純 利 益	4,490	4,073
法人税、住民税及び事業税	1,330	1,220
法人税等調整額	△ 19	△ 35
当 期 純 利 益	3,179	2,888

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日残高	13,669	11,138	0	11,138	1,364	2,289	23,576	27,230
事業年度中の変動額								
転換社債型新株予約権付社債の転換			2	2				
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 56	56	-
剰余金の配当							△ 735	△ 735
当期純利益							3,179	3,179
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	2	2	-	△ 56	2,500	2,444
2021年3月31日残高	13,669	11,138	3	11,141	1,364	2,232	26,077	29,674

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	△ 4,364	47,674	2,698	△ 45	2,653	50,327
事業年度中の変動額						
転換社債型新株予約権付社債の転換	9	12				12
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		△ 735				△ 735
当期純利益		3,179				3,179
自己株式の取得	△ 1	△ 1				△ 1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			787	48	835	835
事業年度中の変動額合計	7	2,454	787	48	835	3,290
2021年3月31日残高	△ 4,356	50,129	3,485	3	3,489	53,618

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社トーモク
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 表 晃 靖 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 照 内 貴 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーモクの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーモク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬

による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社トーモク
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 表 晃 靖 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 照 内 貴 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーモクの2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実

施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

株式会社トーモク 監査役会

常勤監査役 羽 石 晴 夫 ㊟

監 査 役 佐 藤 道 夫 ㊟

社外監査役 八 木 茂 樹 ㊟

社外監査役 飯 田 丘 ㊟

以 上

トーマクネットワーク



<国内>

- 本社(東京) ① 札幌工場 ② 青森工場 ③ 山形工場 ④ 新潟工場 ⑤ 仙台工場
- ⑥ 若槻工場・中央研究所 ⑦ 館林工場 ⑧ トモプレスト工場 ⑨ 長野工場 ⑩ 千葉紙器工場
- ⑪ 厚木工場 ⑫ 清水工場 ⑬ 浜松工場 ⑭ 小牧工場 ⑮ 大阪工場
- ⑯ 神戸工場 ⑰ 九州工場

<海外>

- ⑱ サウスランドボックス社 ⑲ トーマクヒュースAB ⑳ トーマクベトナム社

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日 その他必要ある場合はあらかじめ公告いたします。
配当金支払株主 確定日	期末配当金につきましては3月31日、中間配当金の支払いを行う場合は9月30日といたします。
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所、札幌証券取引所
公告の方法	当社ホームページに掲載いたします。 https://www.tomoku.co.jp/ 但し事故その他やむを得ない事由によりホームページに掲載できない場合は、日本経済新聞に掲載します。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、配当金の振込みのご指定、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株式会社 トーモク

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 (丸の内三井ビル)

TEL. (03) 3213-6811 <https://www.tomoku.co.jp/>

